

鳥取県告示第154号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の5第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から名称を変更する旨の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成24年3月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称
財団法人日本建築総合試験所
- 2 変更した事項
指定構造計算適合性判定機関の名称
変更前 財団法人日本建築総合試験所
変更後 一般財団法人日本建築総合試験所
- 3 変更年月日
平成24年4月1日